

議案第 7 6 号

指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市立わかば会館）

別紙のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいため、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市立わかば会館の指定管理者の指定の期間を変更したいため

指定管理者の指定の期間の変更

指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

1 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
海老名市立わかば会館	海老名市中新田 3 8 3 番地の 1

2 指定管理者の団体の名称及び住所

社会福祉法人県央福祉会

理事長 柴田 琢

神奈川県大和市柳橋 5 丁目 3 番 1 号

3 指定の期間の変更

「平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで」に変更する。

指定管理者の指定の期間の変更について

1 指定の期間を変更したい理由

海老名市立わかば会館は、平成3年4月に開館し、障がい児等を対象に療育を提供する「海老名市立わかば学園」、身体障がい者や知的障がい者を対象とした障がい福祉サービスを提供する「海老名市立わかばケアセンター」の他、相談支援事業所や地域活動支援センター機能、更に貸館機能を有する施設となっている。

令和5年3月に「海老名市立わかば会館における今後のあり方検討会」を発足し、現状の施設規模では増加する障がい児・者の対応が困難となる状況に対し、成人生活介護事業の社家地域移転、地域活動支援センター・相談支援事業の移転、子どもに関する支援の充実とHUGHUGゾーンとしての連携等、検討がなされた。

当該検討会の検討結果及び関係所管課での事業実施状況を踏まえ、子どもを中心とした施設として様々な新規事業を再編し、事業の運営方法や担い手、障がいや子育て支援関係機関との有機的な連携体制について、さらなる検討が必要となっている。

以上のことから、施設運営の実態を把握し、現在の指定管理者及び関係機関の意見も聴取しながら、今後の施設運営について検討を行いたいため、指定管理期間を令和9年3月31日までとしたいものである。

2 その他

事業者及び事業内容については、同一のまま2年間延長することとしたい。